



和歌山市公報

令和4年（2022年）11月1日
第1738号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
52	和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（住宅第1課）	2

【告示】

386	市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	2
387	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	4
388	市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	6
389	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	7
390	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	8
391	地縁による団体の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	9
392	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	9
393	公示送達（令和4年度第2期及び第3期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・（介護保険課）	11
394	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	11
395	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	12
396	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
397	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	13
398	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	14
399	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和4年度（令和3年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収））・・（介護保険課）	14
400	公示送達（令和4年度随時第5期並びに第2期及び第3期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	14
401	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	14
402	公示送達（令和4年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書並びに令和3年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	15
403	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	15
404	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	15
405	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	16
406	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	16

【公告】

○	和歌山都市計画用途地域の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	16
○	和歌山都市計画特別用途地区の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	17
○	和歌山都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	17
○	紀伊地区地区計画原案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	18

- 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（新型コロナワクチン接種調整課） 18
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 20
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 20
- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 20

【 選挙管理委員会告示 】

- 66 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 20

【 教育委員会公告 】

- 令和5年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施・・・・・・・・（教育政策課） 21

【 企業局告示 】

- 34 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・（企業総務課） 23

【 規 則 】

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第52号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 入居しようとする者に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（以下この号において単に「里親に委託されている児童」という。）があるときは、里親に委託されている児童であることを証明する書類の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年10月28日掲示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
8-122	砂山122号線	和歌山市砂山南1丁目 和歌山市砂山南1丁目	
11-245	宮245号線	和歌山市鳴神	

		和歌山市鳴神	
11-246	宮246号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-247	宮247号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-248	宮248号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
18-198	野崎198号線	和歌山市狐島 和歌山市狐島	
22-242	貴志242号線	和歌山市向 和歌山市向	
22-243	貴志243号線	和歌山市土入 和歌山市土入	
22-244	貴志244号線	和歌山市土入 和歌山市土入	
24-165	西和佐165号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
24-166	西和佐166号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
24-167	西和佐167号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
25-163	岡崎163号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-164	岡崎164号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
28-249	安原249号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日	
28-250	安原250号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日	
28-251	安原251号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日	
28-252	安原252号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日	
28-253	安原253号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日	
30-137	東山東137号線	和歌山市大河内 和歌山市大河内	
31-168	有功168号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	
31-169	有功169号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-170	有功170号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-171	有功171号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	

31-172	有功172号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	
31-173	有功173号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	
31-174	有功174号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	
31-175	有功175号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-176	有功176号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
31-177	有功177号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-178	有功178号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-179	有功179号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-180	有功180号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
32-72	直川72号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
32-73	直川73号線	和歌山市直川 和歌山市直川	

(令和4年10月18日揭示済)

和歌山市告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和4年10月18日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
8-122	砂山122号線	和歌山市砂山南1丁目9番12地先 ～ 和歌山市砂山南1丁目9番18地先	54.4	6.00
11-246	宮246号線	和歌山市有家332番2地先 ～ 和歌山市有家339番27地先	102.7	6.00
11-247	宮247号線	和歌山市有家339番25地先 ～ 和歌山市有家339番25地先	35.6	6.00
11-248	宮248号線	和歌山市有家340番9地先 ～ 和歌山市有家339番30地先	22.4	5.00

18-198	野崎198号線	和歌山市狐島414番7地先 ～ 和歌山市狐島413番15地先	47.5	6.00
22-242	貴志242号線	和歌山市向79番3地先 ～ 和歌山市向79番3地先	88.0	6.00
22-243	貴志243号線	和歌山市土入129番5地先 ～ 和歌山市土入129番6地先	55.2	6.00
22-244	貴志244号線	和歌山市土入129番6地先 ～ 和歌山市土入129番6地先	15.2	5.00
24-165	西和佐165号線	和歌山市岩橋1300番3地先 ～ 和歌山市岩橋1300番3地先	30.8	6.00
24-166	西和佐166号線	和歌山市岩橋1300番2地先 ～ 和歌山市岩橋1300番3地先	46.3	6.00
24-167	西和佐167号線	和歌山市栗栖817番1地先 ～ 和歌山市栗栖802番1地先	123.6	5.00 ～ 10.9
25-163	岡崎163号線	和歌山市森小手穂778番4地先 ～ 和歌山市森小手穂773番5地先	61.8	6.00 ～ 7.00
25-164	岡崎164号線	和歌山市森小手穂773番11地先 ～ 和歌山市森小手穂773番12地先	68.5	6.00
28-249	安原249号線	和歌山市朝日953番1地先 ～ 和歌山市朝日947番5地先	171.7	6.00 ～ 7.00
28-250	安原250号線	和歌山市朝日947番8地先 ～ 和歌山市朝日955番5地先	42.7	6.00
28-251	安原251号線	和歌山市朝日945番20地先 ～ 和歌山市朝日929番21地先	61.7	6.00
28-252	安原252号線	和歌山市朝日945番12地先 ～ 和歌山市朝日945番10地先	42.1	6.00
28-253	安原253号線	和歌山市朝日945番15地先 ～ 和歌山市朝日936番1地先	66.5	5.00 ～ 7.00
31-168	有功168号線	和歌山市六十谷1223番50地先 ～ 和歌山市園部1613番70地先	47.0	4.20
31-169	有功169号線	和歌山市六十谷1223番10地先	32.0	4.20

		～ 和歌山市六十谷1223番49地先		
31-170	有功170号線	和歌山市六十谷1223番15地先 ～ 和歌山市六十谷1223番119地先	456.0	6.20
31-171	有功171号線	和歌山市六十谷1223番17地先 ～ 和歌山市園部1613番10地先	108.0	4.20
31-172	有功172号線	和歌山市六十谷1223番20地先 ～ 和歌山市園部1613番65地先	106.0	6.20
31-173	有功173号線	和歌山市六十谷1223番76地先 ～ 和歌山市園部1613番75地先	108.0	4.20
31-174	有功174号線	和歌山市六十谷1223番32地先 ～ 和歌山市園部1613番47地先	108.0	6.20
31-175	有功175号線	和歌山市六十谷1223番126地先 ～ 和歌山市六十谷1223番89地先	108.0	4.20
31-176	有功176号線	和歌山市園部1613番63地先 ～ 和歌山市園部1613番9地先	49.0	4.20
31-177	有功177号線	和歌山市六十谷1223番35地先 ～ 和歌山市六十谷1223番69地先	79.0	6.20
31-178	有功178号線	和歌山市六十谷1223番59地先 ～ 和歌山市六十谷1223番63地先	77.0	6.20
31-179	有功179号線	和歌山市六十谷1223番41地先 ～ 和歌山市六十谷1223番47地先	33.0	4.20
31-180	有功180号線	和歌山市六十谷1353番7地先 ～ 和歌山市六十谷1346番38地先	186.0	4.20 ～ 6.50
32-72	直川72号線	和歌山市直川1066番7地先 ～ 和歌山市直川1074番2地先	101.9	5.00 ～ 6.00
32-73	直川73号線	和歌山市直川1061番6地先 ～ 和歌山市直川1066番6地先	46.0	4.90 ～ 6.00

(令和4年10月18日揭示済)

和歌山市告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
22-143	旧	貴志143号線	和歌山市向 和歌山市向	
	新	貴志143号線	和歌山市向 和歌山市向	終点の変更
31-148	旧	有功148号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功148号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	起点の変更
31-155	旧	有功155号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功155号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	起点の変更
31-156	旧	有功156号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功156号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	起点の変更
31-166	旧	有功166号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功166号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	終点の変更
32-65	旧	直川65号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
	新	直川65号線	和歌山市直川 和歌山市直川	終点の変更
41-201	旧	名草201号線	和歌山市紀三井寺 和歌山市紀三井寺	
	新	名草201号線	和歌山市紀三井寺 和歌山市紀三井寺	起点の変更

(令和4年10月18日揭示済)

和歌山市告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年10月18日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)

22-143	旧	貴志143号線	和歌山市向72番5地先 和歌山市向77番1地先	6.7	5.70
	新	貴志143号線	和歌山市向72番5地先 和歌山市向77番1地先	18.7	6.00
31-148	旧	有功148号線	和歌山市六十谷1294番72地先 和歌山市六十谷1294番79地先	159.1	11.30 ～ 11.70
	新	有功148号線	和歌山市六十谷1294番60地先 和歌山市六十谷1294番79地先	281.1	11.30 ～ 11.70
31-155	旧	有功155号線	和歌山市六十谷1351番14地先 和歌山市六十谷1349番34地先	104.8	5.00 ～ 5.20
	新	有功155号線	和歌山市六十谷1354番14地先 和歌山市六十谷1349番34地先	220.8	5.00 ～ 5.60
31-156	旧	有功156号線	和歌山市六十谷1349番18地先 和歌山市六十谷1349番32地先	83.6	5.10
	新	有功156号線	和歌山市六十谷1354番4地先 和歌山市六十谷1349番32地先	197.6	5.00 ～ 5.10
31-166	旧	有功166号線	和歌山市六十谷1231番7地先 和歌山市六十谷1234番4地先	66.0	8.00
	新	有功166号線	和歌山市六十谷1231番7地先 和歌山市園部1607番8地先	418.0	8.00 ～ 8.20
32-65	旧	直川65号線	和歌山市直川1062番18地先 和歌山市直川1064番6地先	36.8	5.00
	新	直川65号線	和歌山市直川1062番18地先 和歌山市直川1074番5地先	50.6	5.00 ～ 6.00
41-201	旧	名草201号線	和歌山市紀三井寺231番6地先 和歌山市紀三井寺231番8地先	88.6	6.00
	新	名草201号線	和歌山市紀三井寺233番7地先 和歌山市紀三井寺231番8地先	128.1	6.00

（令和4年10月18日揭示済）

和歌山市告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年10月18日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
------	-----	----------	-----------	-----------

26-19	西脇19号線	和歌山市西庄558番6地先 ～ 和歌山市西庄992番2地先	110.1	6.50 ～ 11.60
-------	--------	-------------------------------------	-------	--------------------

(令和4年10月18日揭示済)

和歌山市告示第391号

地縁による団体について地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 名称 中筋自治会

2 規約に定める目的

以下に掲げる地域内の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

(1) 市報、回覧板の配布等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

3 区域 和歌山市中筋日延190番地から中筋日延338番地の1まで

4 主たる事務所の所在地 和歌山市中筋日延278番地の2

5 代表者の氏名及び住所 辻 益廣

和歌山市中筋日延296番地の6

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

7 代理人の有無 なし

8 解散の有無 全会員の4分の3以上の同意による総会の議決により解散

9 認可年月日 令和4年10月19日

(令和4年10月19日揭示済)

和歌山市告示第392号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

太洋工業株式会社

和歌山市有本661番地

代表取締役社長 細江美則

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

太洋工業株式会社

和歌山市有本661番地

(3) 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号酸又はアルカリによる表面処理施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年10月20日から同年11月10日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
構造	塩化ビニール、ステンレス		
主要寸法	6,930mm×1,420mm		
能力	60シート/日		
1日当たりの使用時間	6時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚染状態	区分	通常	最大
	項目		
	pH	5	3
	BOD (mg/L)	40	50
	COD (mg/L)	40	50
	SS (mg/L)	50	60
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	1	1
	全窒素 (mg/L)	20	30
全リン (mg/L)	1	1	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	1	2	

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	既設				
施設名	排水処理施設				
主要寸法 (mm)	沈降槽Φ3500mm×3700mm				
能力	15m ³ /時				
処理の方式	中和-凝集-沈降-分離				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	受注量により変動あり				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5	6.0~8.0	3	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	40	30	50	40
	COD (mg/L)	40	30	50	40
	SS (mg/L)	50	5	60	10
	n-Hex (mg/L)	1	1	1	1
	全窒素 (mg/L)	20	20	30	30
全リン (mg/L)	1	1	1	1	

汚水等の1日当たりの量 (m ³)	178	178	278	278
-------------------------------	-----	-----	-----	-----

別表第3 排水水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	排水口1	
		通常	最大
	pH	6.0~8.0	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	30	40
	COD (mg/L)	30	40
	SS (mg/L)	5	10
	n-Hex (mg/L)	1	1
	全窒素 (mg/L)	20	30
	全燐 (mg/L)	1	1
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3000以下	3000以下
	排水水の1日当たりの量 (m ³)	200	300

(令和4年10月20日揭示済)

和歌山市告示第393号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度	第2期 第3期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年10月31日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年10月21日揭示済)

和歌山市告示第394号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年10月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月8日及び同月14日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月6日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月4日
南海和歌山大学駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年10月4日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年10月21日揭示済)

和歌山市告示第395号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年10月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、せせらぎ運動公園及び汀公園	令和4年10月3日、同月5日、同月6日、同月7日、同月12日及び同月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年10月21日揭示済)

和歌山市告示第396号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年10月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年10月22日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年7月9日及び同月15日	令和4年7月22日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、島橋公園及び鳴神公園	令和4年7月1日、同月6日及び同月13日	令和4年7月22日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年10月21日揭示済)

和歌山市告示第397号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和4年10月24日揭示済)

和歌山市告示第398号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年11月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年10月24日揭示済)

和歌山市告示第399号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和4年度第4期及び第5期の納期は令和4年11月4日に変更する。
令和4年度（令和3年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

(別紙省略)

(令和4年10月25日揭示済)

和歌山市告示第400号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和4年度	随時第2期 第2期 第3期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和4年11月7日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年10月28日揭示済)

和歌山市告示第401号

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定

により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年10月31日揭示済)

和歌山市告示第402号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和4年11月24日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年11月24日に変更する。
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年11月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年10月31日揭示済)

和歌山市告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションはやしもと	和歌山市小松原5丁目1-4	訪問看護	令和4年11月1日
クラシア訪問看護ステーション	和歌山市紀三井寺661-8 アバンセβ101号室	訪問看護	令和4年11月1日

(令和4年11月1日揭示済)

和歌山市告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
そうごう薬局榎原中央店	和歌山市榎原73-1	ヤタヤ薬局木の本店	そうごう薬局榎原中央店	令和4年10月1日
そうごう薬局こまつばら通店	和歌山市小松原通5丁目15 イケジリテナントビル1F	こまつばら通薬局	そうごう薬局こまつばら通店	令和4年10月1日
そうごう薬局太田	和歌山市太田69-15	ヤタヤ薬局太田	そうごう薬局太田	令和4年10月1日

田店		店	田店	月1日
----	--	---	----	-----

(令和4年11月1日揭示済)

和歌山市告示第405号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
濱田欣哉	内科	肢体不自由、じん臓機能障害	医療法人杏林会 嶋病院	和歌山市西仲間町 1丁目30番地	令和4年11 月1日
寺田幸誠	循環器内科	心臓機能障害	和歌山県立医科 大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和4年11 月1日

(令和4年11月1日揭示済)

和歌山市告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年11月1日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
24-52	西和佐52号線	和歌山市岩橋856番1地先 ～ 和歌山市岩橋856番1地先	旧	33.7	1.80
			新	33.7	6.00

(令和4年11月1日揭示済)

【 公 告 】

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年10月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画用途地域の変更
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分

和歌山市三葛、一番丁、二番丁、岡山東、片岡町1丁目、吹上1丁目、湊、砂山南1丁目、砂山南2丁目、砂山南3丁目、内原、紀三井寺、毛見、芦辺丁、片岡町2丁目、鷹匠町1丁目、鷹匠町2丁目、谷町、藪ノ丁、山蔭丁、吹上2丁目、吉礼、堀止西1丁目、堀止西2丁目、葵町、今福1丁目、今福2丁目、今福3丁目、今福4丁目、楠本、神波、島、秋葉町、塩屋2丁目、塩屋3丁目、塩屋4丁目、新高町、西小二里2丁

目、西浜1丁目、西浜2丁目、西浜3丁目、松ヶ丘2丁目、松ヶ丘3丁目、小雑賀、加納、関戸1丁目、関戸2丁目、関戸3丁目、関戸4丁目、和歌浦西1丁目、和歌浦西2丁目、和歌浦中1丁目、和歌浦中2丁目、和歌浦中3丁目、加太、大谷、市小路の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年10月19日（水）から同年11月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和4年10月19日揭示済）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年10月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画特別用途地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市三葛、小雑賀、加納の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年10月19日（水）から同年11月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和4年10月19日揭示済）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年10月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市中島字東浜、内原字日鏡、木ノ本字今善堀、神前字桃ノ木、布施屋字中新田、出島字上新田の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年10月19日（水）から同年11月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(令和4年10月19日揭示済)

和歌山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年条例第33号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年10月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類

紀伊地区地区計画原案

2 地区計画を定める土地の区域

和歌山市府中の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課

4 縦覧期間

令和4年10月21日（金）から同年11月4日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見提出期間

令和4年10月21日（金）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(令和4年10月21日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年10月27日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	12歳以上の者

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者

(令和4年10月27日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市直川字殿芝1273番、1274番、1275番、1276番の一部、1276番第1、1282番4、1285番4、里道、水路	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

(令和4年10月31日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年10月28日 和建指第2704号	和歌山市上野字尾崎317番1の一部、317番3、317番5の一部、320番1の一部、327番の一部	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介	6.00m×41.76m 5.00m×34.86m 76.62m

(令和4年11月1日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年11月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年10月28日 和建指第2718号	和歌山市西浜字中川向ノ坪1290番2の一部	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田 茂	6.00m×36.05m 36.05m

(令和4年11月1日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第66号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年10月26日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 日時 令和4年11月2日（水）午前10時
- 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 委員長専決処分について
- (3) 和歌山県知事選挙における期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を定めるについて
- (4) 和歌山県知事選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げについて
- (5) 和歌山県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する場所について
- (6) 和歌山県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
- (7) 和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- (8) 和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- (9) 和歌山県知事選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- (10) 和歌山県知事選挙における投票所の投票立会人の選任について
- (11) 和歌山県知事選挙における投票所を定めるについて
- (12) 和歌山県知事選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
- (13) 和歌山県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- (14) 和歌山県知事選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
- (15) 和歌山県知事選挙における開票の場所及び日時について
- (16) 和歌山県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- (17) 和歌山県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について

(令和4年10月26日揭示済)

【 教育委員会公告 】

令和5年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜を実施するので公告する。

令和4年10月18日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

令和5年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項

1 課程、学科及び学科定員

- (1) 全日制課程 総合ビジネス科 160名、デザイン表現科 40名、普通科 60名
- (2) 定時制課程 ビジネス実践科 40名、ビジネス情報科 40名

2 一般選抜

(1) 募集定員

学科定員に同じ。(ただし、総合ビジネス科の募集定員はスポーツ推薦の15名程度を含む。)

(2) 出願受付期間

ア 一般出願

令和5年2月21日(火) 午前9時から午後4時まで

令和5年2月22日(水) 午前9時から午後3時まで

イ 本出願

令和5年3月2日(木) 午前9時から午後4時まで

令和5年3月3日(金) 午前9時から午後3時まで

(一般出願を行った者は、本出願で1回に限り出願先を変更することができる。)

(3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校（ただし、一般出願の受付場所・時間については、別途通知する。）

(4) 検査日時

学力検査 令和5年3月9日（木）午前9時から

面接・実技検査等 令和5年3月10日（金）午前9時から

(5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

(6) 検査内容等

ア 全日制の課程

総合ビジネス科 学力検査

デザイン表現科 学力検査、実技（簡単な素描）

普通科 学力検査

イ 定時制の課程

ビジネス実践科 学力検査、面接（個人面接）、作文（600字程度）

ビジネス情報科 学力検査、面接（個人面接）、作文（600字程度）

ウ 定時制課程において満20歳以上特別措置を実施する。

(7) 学力検査教科と配点

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語（リスニングテストを含む。））各50分

イ 配点 各教科100点満点とする。（500点満点）

ただし、普通科は国語、数学及び英語の得点を2倍する傾斜配点を行う。（800点満点）

(8) 傾斜評価

デザイン表現科 美術の評定を2倍する。

普通科 国語、数学及び英語の評定を2倍する。

(9) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

(10) 合格者の発表日時

令和5年3月17日（金）午前10時

3 スポーツ推薦

(1) 学科、募集人数等

ア 総合ビジネス科において実施

イ 硬式野球（男子）10名程度、ソフトボール（女子）とバスケットボール（女子）の2種目合わせて5名程度

(2) 出願受付期間及び場所

一般選抜に同じ。（ただし、本出願での志望先の変更はできない。）

(3) 検査日時及び場所

一般選抜に同じ。

(4) 検査内容

学力検査、面接（集団面接）及びスポーツ実技を実施する。

スポーツ実技検査内容

競技スポーツ名	共通実技	種目別実技
硬式野球（男子）	①反復横とび ②ハンドボール投げ	①捕球 ②ティーバッティング ③ベースランニング （雨天時は体育館にて③とシャトルランを実施）
ソフトボール（女子）		①キャッチボール ②ロングティー ③ピッチング又は捕球・返球

		(雨天時は体育館にて①②③を実施)
バスケットボール（女子）		①対面パス ②ドリブルシュート ③シュート（5か所）

- (5) 学力検査教科及び配点
一般選抜に同じ。
- (6) 傾斜評価
保健体育の評定を2倍する。
- (7) 合格者の発表場所及び日時
一般選抜に同じ。

4 追募集

- (1) 学科及び募集人数
合格者が募集定員に満たない学科について実施する。
- (2) 出願受付期間
令和5年3月24日（金）午前9時から午後4時まで
- (3) 出願受付場所
和歌山市立和歌山高等学校
- (4) 検査日時
令和5年3月28日（火）午前9時から
- (5) 実施場所
和歌山市立和歌山高等学校
- (6) 検査内容等
ア 学力検査
総合問題（60分、100点満点）
イ 面接（個人面接）、定時制のみ作文（600字程度）
学力検査終了後実施
- (7) 合格者の発表場所
和歌山市立和歌山高等学校
- (8) 合格者の発表日時
令和5年3月30日（木）午前10時

5 問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課
電話番号 073(435)1196

(令和4年10月18日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第34号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 公共下水道の供用開始

- (1) 供用を開始すべき年月日
令和4年11月1日
 - (2) 下水を排除すべき区域
 - ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域
和歌浦南2丁目の一部
 - イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域
北中島1丁目、紀三井寺、小雑賀、中之島、納定、今福5丁目、関戸3丁目、西小二里1丁目、松ヶ丘1丁目の各一部
 - ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域
木ノ本、島橋北ノ丁、土入の各一部
 - (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置
前号表示の区域内
 - (4) 供用を開始しようとする排水施設
 - 分流式 和歌浦南2丁目、紀三井寺、中之島、納定、今福5丁目、関戸3丁目、西小二里1丁目、松ヶ丘1丁目、木ノ本、島橋北ノ丁、土入の各一部
 - 合流式 北中島1丁目、小雑賀の各一部
- 2 終末処理場による下水の処理の開始
- (1) 下水の処理を開始すべき年月日
令和4年11月1日
 - (2) 下水を処理すべき区域
前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域
 - (3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - ア 和歌山市塩屋5丁目3番41号 和歌川終末処理場
 - イ 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場
 - ウ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和4年10月18日揭示済)